

世田谷クリーン通信

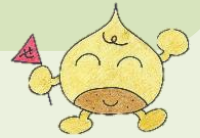
2021年3月31日
～第20号～



庁舎の窓外全面に広がっていた羽根木公園の雪のような梅の花びらがこぼれ、桜の花へ、別れと出会いの季節になりました。

せたがやクリーン通信は一昨年、区内排出事業者のみなさまと情報を分かち合うために始めた3 days セミナーをきっかけに発行しました。当初は1年の予定でしたが、不定期に細々とお届けし、今回で第20号になりました。3 days セミナーは3か年計画の事業で、昨年11月にpart3を開催し、おかげさまで無事に事業を完了することができました。そこで、「せたくり」もここで一区切りつけることにしたいと思います。

これまで字数の多い、小さな字で書かれた「せたくり」をご愛読くださり、大変ありがとうございました。いったん休止とはいたしますが、今後も有用な情報があれば、違う形で発信させていただくかもしれません。最後に、これまでを振り返りつつ、お休みに入りたいと思います。



せたマロ

特集 「せたくり」のこれまで、そしてこれから

1. 「せたくり」第1号から第20号までの特集内容

第1号「3 days セミナー」(報告)

第2号「排出者は誰だ」

第3号「廃棄物減量への取り組み」(ユニー株の実施例)

第4号「食品ロス」

第5号「廃棄物処理費用」

第6号「廃プラスチック問題」

第7号「3 days セミナーpart2 (予告)」

第8号「世田谷区の廃棄物の現状」

第9号「温暖化と台風」

第10号「水銀」



区HPで「世田谷クリーン通信」のバックナンバーをご覧ください。



再生可能エネルギー



第11号「3 days セミナーpart2」(報告)

第12号「食品ロスの削減」(区内実施例)

第13号「剪定枝は資源です<電力編>」

第14号「新型コロナウイルス感染症」

第15号「剪定枝は資源です<グリーンリサイクル編>」

第16号「災害廃棄物」

第17号「3 days セミナーpart3 (予告)」

第18号「3 days セミナーpart3 報告①<食品リサイクル>」

第19号「3 days セミナーpart3 報告②<食品ロス>」

第20号「せたくりのこれまで、そしてこれから」

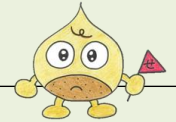
2. 大事なキーワード (まだまだほかにもあるとは思いますが・・・)

★左のキーワードに合う説明文を右から選んで線でつないでみてください。(線で結べないキーワードもあります。)

- | | |
|-------------|--|
| 異常気象・ | ・2020年6月環境省「気候危機」宣言、2020年10月「世田谷区気候非常事態宣言」。 |
| 気候危機・ | ・2020年10月、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言(菅総理)。 |
| 脱炭素社会・ | ・2021年3月26日現在、世田谷区を含む346自治体が「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。(23区では、葛飾区、世田谷区、豊島区、足立区、港区が表明。) |
| ゼロカーボン・ | |
| カーボンニュートラル・ | ・Joint Crediting Mechanism 二国間クレジット。日本の持つすぐれた低炭素技術や製品、インフラなどを途上国に提供することで、途上国の温室効果ガスの削減など持続可能な開発に貢献し、その成果を二国間で分け合う制度。 |
| JCM・ | |
| 再エネ・ | |
| RE100・ | ・再生可能エネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス。2019年度日本の総発電量に占める再エネ比率は18%で、多くの国が30%台の欧州主要国と大きな差。水力が主要なカナダは66%。 |
| エネルギーミックス・ | ・2030年までに22~24%まで拡大するとの日本の目標、達成はまだだ。 |
| FIT・ | |
| 地域循環共生圏・ | ・自社で使用する電力をすべて再エネで賄うことを目指す企業が参加している国際イニシアチブ。 |
| 分散型社会・ | ・Feed in Tariff 固定価格買取制度。再エネ発電の電気を国の定める価格で一定期間電気事業者が買い取る制度。買取に要した費用は消費者が支払う電気料金に「再エネ賦課金」として含まれる。 |
| レジリエンス・ | |

- 災害廃棄物**・
 - ゼロエミッション**・
 - 循環型経済**・
 - AI**・
 - ICT**・
 - IOT**・
 - DX**・
 - イノベーション**・
 - SDGs**・
 - パリ協定**・
 - 海洋汚染・マイクロプラスチック**・
 - G20ブルー・オーシャン・ビジョン**・
 - ESG金融**・
 - グリーンファイナンス**・
 - プラスチック資源循環戦略**・
 - 食品ロス**・
 - ウイズコロナ・ポストコロナ**・
- ・複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方を活用。各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完しあい、支えあうことによって活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
- ・「うまく適応できる能力」復元力、回復力、弾力。脆弱性の反意語。
- ・人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることを目指しながら、最大限の資源活用を図り、持続可能な経済・生産活動を展開する理念と方法。
- ・サーキュラー・エコノミー。廃棄されていた製品や原材料などを新たな「資源」としてとらえ、廃棄物を出すことなく循環させる経済の仕組み。
- ・通信技術を使い、人とインターネット、人と人が繋がる技術（SNSでの情報共有等）。
- ・人を問わずモノが自動的にインターネットとつながる技術（遠隔操作等）。
- ・デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術による社会の良い変化。
- ・2015年合意、翌年発効。温室効果ガスの排出削減を目的とする。日本の目標は2030年度、2013年度比26%の削減。2020年8月現在、途上国を含む197か国・地域が締結。
- ・2020年大阪サミットで共有。海洋プラスチックごみによる追加汚染を2050年までにゼロにすることを目指す。安倍総理が途上国の廃棄物管理支援を表明。
- ・Environment・Social・Governanceの観点企業が企業の長期的成長のためには必要。

3. 廃棄物を処理する際に（特に）やってはいけないこと、必ずやるべきこと



(1) 許可のない業者に委託しないこと

（「無許可業者への委託」は5年以下の懲役・1千万円以下の罰金）

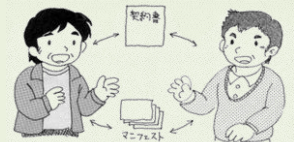
- ・契約の際には業者の許可証の写しを必ずもらうこと。
- ・一廃は一般的には「普通ごみ」の品目があればよいですが、産廃は汚泥・金属・プラスチックなどの品目と破碎・中和などの処理方法別に許可が必要です。



(2) 信頼できる業者を自分で選ぶこと

（「不法投棄」につながる恐れ。不法投棄は5年以下の懲役、1千万円以下の罰金）

- ・処理費用が安すぎるのも要注意。適正な処理には相応のコストが必要です。
- ・業者紹介の仲介業者を頼らず、自分自身で聞き込みなどを行うこと。
- ・契約時には複数業者から見積もりを取ることをお勧めします。



(3) 産廃は必ず契約書を交わし、必ずマニフェストを自ら交付すること

（マニフェスト不交付・保存義務違反などは1年以下の懲役、100万円以下の罰金）

- ・契約書には必ず書き込まなければならない項目が法で決まっていますので漏らさず記載。
- ・マニフェストは電子マニフェストへの転換が進んでいます。



(4) 保管中に臭気や汚水や害虫などを発生させないこと、産廃は保管場所に看板を掲げること

編集後記

コロナで社会の在り方は一変しました。オンライン中心の生活へと一気に転換し、事業系のごみも減量策によることなく、激減しました。そして、今後もそっくり元の状態に戻ることはないように思います。そうであるなら、ポストコロナをどうとらえて進めていけばいいのか、岐路に立たされているようです。

かつては最終処分場のひっ迫の懸念から、ごみの減量が廃棄物の主要課題でしたが、ここ数年を振り返ると、廃棄物の問題はごみ減量の延長線上の問題ではなく、社会問題であると感じます。

また、3月に閣議決定されたプラスチック新法案をみても、廃棄物においては、企業にとどまらない多様な事業者の責任や発想力がますます重要になってきていると感じます。

思えば短期間のうちに劇的に変化している時代に生きているのかもしれませんが。大人たちには子供たちの将来を守る責任がありますが、子供たち自身もいろいろ感じ、考えています。大人も子供も事業者も消費者も、そして行政も学識者も、それぞれの発想や専門性を出し合って、持続可能で健全に暮らせる緑豊かな社会を守っていく。

廃棄物を通して、どう生きればいいのかという切実な問題について、これからも考えてみます。

皆さまどうかお元気で。 （第20号担当）青山・小笠原・伊東